

令和7年（行ウ）第91号 未成年者選挙運動禁止規定違憲確認等請求事件

原告 竹島一心ほか3名

被告 国

### 第3準備書面

2025年10月16日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 多 田 晋 作

原告らは、本書面において、被告準備書面(1)の「第1 本件各規定の新設等に至る経緯」について反論するとともに、被告が、本件各規定（とりわけ公選法137条の2）の目的について、教育上の地位を利用した選挙運動規制における議論を流用することの不当性を指摘し、翻って本件各規定の立法事実が存在しないことを主張する。

立法事実とは、「立法目的の合理性ないしそれと密接に関連する立法の必要性を裏付ける事実だけでなく、立法目的を達成するための手段が合理的（とくに精神的自由が問題になる場合は必要最小限の意を強く含む）であることを基礎づける事実」をいうところ（甲19：芦部信喜『憲法訴訟の理論』（有斐閣、1973年）183頁）、本件各規定の目的及び手段を裏付ける立法事実は、被告が教育上の地位を利用した選挙運動規制の議論を流用せざるを得ないことから明らかなとおり、存在しない。

なお、昭和27年改正に至るまでの未成年者の選挙運動規制及び教育上の地位を利用した選挙運動規制の経過をまとめたものが別紙であるので参照されたい。また、以下においては、該当する法改正について別紙の左欄の番号①～⑤を併記することがある。

## 第1 本件各規定の新設等に至る経緯について

### 1 はじめに

被告の主張は、全体として、本件各規定の基盤となった昭和27年改正時の立法事実を論じるに当たり、時期や対象を異にする複数の議論・事例を、意図的あるいは無自覚に混同して提示し、昭和27年改正時の立法事実でないものをあたかも立法事実であるかのように提示している点に問題がある。

第一に、本件各規定が創設された昭和27年改正時の議論（別紙⑤）と、それ以前に制定されていた以下の3つの規定に関する議論とを混同させ、これらがあたかも同一の立法事実に基づくものであるかのように扱っている。

- (1) 大正14年の大日本帝国憲法下において制定された、演説又は推薦状による選挙運動を除いて選挙権を有しない者が選挙運動できない旨の規定（別紙①）
- (2) 昭和22年改正衆議院議員選挙法等における学生に対する特殊の地位を利用した選挙運動の禁止規定（別紙③）
- (3) 昭和25年公選法制定時に創設された教育上の地位を利用した選挙運動の禁止規定（別紙④）

第二に、昭和27年改正後の本件各規定に関する発言があたかも昭和27年改正時の立法事実であるかのように扱っている。

第三に、昭和26年地方選挙において行われたとされる「人海戦術」と、教育上の地位を利用した選挙運動とを混同させ、あたかも昭和26年地方選挙において、教育上の地位に関係なく広く未成年者が「人海戦術」に使用されるに至ったかのように誤認させる主張となっている。

これらの被告の主張は、本件の理解を誤らせるものである。以下詳述する。

### 2 「1 公選法制定以前における未成年者の選挙運動に関する制限の内容等」に

ついて（別紙①）

(1) 大正14年改正衆議院議員選挙法制定の経緯における花井委員発言の理解の誤り

ア 被告の主張

被告は、大正14年改正衆議院議員選挙法において未成年者の選挙運動の制限が設けられたことを指摘するとともに、その目的に関して、改正当時の帝国議会で花井委員が「選挙運動（中略）に携わりたる者の頭は熟します、学校に行って居るものは学校を休みます、斯様な事は今日の此社会問題としても、教育問題としても、思想問題としても避けた方が宜しくはあるまいか」（乙3・12頁、以下「花井発言」という。）と述べたことをもって、教育的見地から未成年者を保護する重要性を指摘したものである旨主張する（被告準備書面(1)8頁）。

イ 原告らの反論

しかし、花井委員は、このとき「今の学生生徒というものがなかなか学校の当局者の制止などでその意を翻すものでないということをご承知だろうと私は考える、どうしても落第します、こういうことの好きな者は落第を致します、落第をするということになると一種の高等遊民になります、この高等遊民が文章が少し書けます、もちろん演説もできます、ある種の憂うべき思想問題には及ぼす影響が大であるということは、私は今日までの実験の上からでも言えようと思っっているのです」とも述べている（乙3・13頁1段目）。花井氏の発言を切り取りせず、全体を確認すれば、花井発言の趣旨が、特定の思想の抑止を目的とした法規制を求めるものであることは明らかである。そして、大日本帝国憲法下でなされたこのような発言は、日本国憲法下においてはおよそ正当たり得ない。

結局、被告が部分的に引用する花井発言には「教育問題」の具体的内容も、これを受けて国務大臣が改正案によって防止し得る旨回答した「弊害」の具

体的内容も述べられていない。それにもかかわらず、そこに「教育問題」という単語が含まれていただけで、花井氏が教育的見地から未成年者の保護を行う重要性が述べられたと理解するのは誤りである。花井発言は、いずれの観点からも、公選法137条の2とは無関係であって、本件各規定の合憲性を支える背景事情とはなり得ない。

なお、大正14年改正衆議院議員選挙法96条1項ただし書は、「ただし、演説又は推薦状による選挙運動はこの限りにあらず」と定めており、選挙権を有しない者の選挙運動を全面的に禁止したものではなかった。

## (2) 「昭和22年改正衆議院議員選挙法等における未成年者を利用した選挙運動制限」について（別紙③）

### ア 被告の主張

被告は、昭和22年改正衆議院議員選挙法（同年法律第43号）96条及び参議院議員選挙法（同年法律第17号）76条において、「何人といえども学校の児童、生徒及び学生にして年齢二十年未満のものに対する特殊の関係のある地位を利用して選挙運動をなすことを得ず」（乙2・433及び596頁）との規定が設けられた趣旨について、選挙の公正の確保と未成年者の保護にある旨主張する（被告準備書面(1)9～13頁）。

### イ 原告らの反論

しかし、上記各規定が禁止したのは、学生等に対する「特殊の関係」、すなわち、教育者等が有する支配的地位を濫用し、未成年者に対して影響力を及ぼして選挙運動をする行為にとどまる。未成年者を使用した選挙運動全般を問題視したものではなく、ましてや未成年者の自発的な選挙運動を問題視したものでもない。

現に、第92回帝国議会衆議院（昭和22年3月25日開催）における衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案委員会第7号（甲27）において、佐竹委員が、「特殊の関係」の有無に関わらず、何人も学校の児童を選挙運動

に使用することを禁止する旨を加える規定に修正してはどうかという意見を述べたのに対し、林政府委員は、「そういう規定になりますと、法としては少し行き過ぎではないかと考えるのでございます。すなわち学校の先生が児童に対して、先生たる立場に立って選挙運動をする。(中略) そういう特殊の立場をもった人が児童に対してやるということが、いろいろと過去においても弊害があったところでありまして、これがこの案をお諮りいたすべく出しましたゆえんのものでありますが、そういう場合でなくても、学校の児童というものである場合は、これを選挙運動に使ってはいけないということになりますと、自分の家の子供やなんかでも、選挙運動にちょっと手伝いをさせるということまでもひっかかってくるということになり、(中略) 法規としてこれを規定して運用するということになると、実にあぶないことになり、あまりにも行き過ぎになると考えるのでございま(す)」と回答している(甲27・55頁)。

このように、上記各規定の制定時においては、あくまでも教育者等が有する支配的地位を濫用したことが問題視されていたのであって、未成年者の使用を一律に禁止することは「行き過ぎ」であると考えられていた。

加えて、林政府委員は、「一番主たる狙いは国民学校の児童の点であると存じます。また過去の選挙におきまして、弊害ありと一般に言われましたのも、国民学校の生徒に関してだと存じます。(中略) 工場などの場合でありまして、これは別に社会生活をいたしております。また別段それを使って、過去において弊害があつたというような事例もほとんど見当りませんので、それの方は規定をいたさなかつた次第であります。」とも述べている(甲27・56頁)。

すなわち、上記各規定の制定時点においては、専ら教育者等が国民学校(現在の小学1年生から中学2年生までに相当する)の児童、生徒に対するその支配的な影響力を利用して選挙運動をすることが問題視されていたにとど

まり、教育者以外の者による未成年者を使用した選挙運動が問題視されていたものではない。ましてや未成年者の自発的な選挙運動が問題視されていたものでもない。

したがって、上記各規定の立法経緯は、公選法137条の2とは無関係であり、本件各規定の合憲性を根拠付けることはできない。

## 2 「2 昭和25年における公選法の制定及び同法における未成年者を利用した選挙運動に関する制限の内容」について（別紙④）

### (1) 被告の主張

被告は、昭和25年公選法制定時、同法137条において「教育者は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。」と規定されたことについて、昭和22年改正衆議院議員選挙法等の趣旨が承継されている旨主張する（被告準備書面(1)15～17頁）。

### (2) 原告らの反論

しかし、公選法137条は、昭和22年改正衆議院議員選挙法96条を引き継いだものであり、前記1(2)と同じく本件各規定とは関係がない。

実際、公選法137条の立法趣旨についても、昭和22年改正衆議院議員選挙法96条及び参議院議員選挙法76条と同様、教育者が年少の児童、生徒に対するその支配的な影響力を利用して選挙運動をすることが問題視されていたにとどまる（乙16・5頁4、5段落目）。

衆議院法制局参事が執筆した『注解公職選挙法』（国際公論社、1950年）（甲28・180頁）にも、公選法137条は、昭和22年改正衆議院議員選挙法96条及び参議院議員選挙法76条の規定の解釈上の疑義を払拭したものであると解説されており、従来の規定と同じ趣旨であることが分かる。そうすると、公選法137条も、教育者以外の者による未成年者を使用した選挙運動を問題視したものではなく、ましてや未成年者の自発的な選挙運動を問題視

したものでもない。

この点について、被告は、羽仁議員から「最初の立法の精神は必ず未成年者を選挙運動から保護するという点にあったのだらうと思います」、「未成年者を不当なる選挙運動から保護するという点にあったのであります」という発言（乙10、11）がなされたことをもって、公選法137条の趣旨が未成年者保護にあった旨主張する（被告準備書面(1)12頁）。

しかし、昭和25年4月8日の第7回国会参議院本会議第40号（甲21・731頁）において、羽仁議員は、改正案に対し、①行為者を教育者に限定するのは不公平である、②他方、対象者（客体）については成人も含まれ得る「学生」ではなく未成年者に限定すべきであるという立場から、「何人も、教育上特殊な関係にある地位を利用して、学校の児童、生徒及び学生で年齢二十年未満の者に対して選挙運動をし又はさせることができない」という修正案を發議しており、上記発言も、上記修正案を發議する理由として述べられたものである。このように、上記羽仁発言は、「教育上特殊な関係にある地位を利用」することを前提としてなされたものであり、未成年者の使用を全般的に禁止することを念頭に置いて述べられたものではない。しかも、この修正案は、結局、否決されている（甲21・732頁）。羽仁議員の修正案が否決されたことは、当時、「教育上特殊な関係にある地位」に基づくものであっても、未成年者の使用禁止を教育者以外の者に対しても及ぼすだけの立法事実が存在しなかったことを示すものである。

そして、制定された昭和25年公選法137条は、原案どおりその対象者に「学生」を含み、未成年者に限定していないことから、未成年者保護を目的とするものではないこともまた明らかである。実際、現行公選法137条においても、その目的に未成年者保護は含まれていない（甲29：黒瀬敏文ほか『逐条解説公職選挙法改訂版（中）』1102頁参照）。

なお、『日本選挙制度史』（乙17）において、公選法137条の立法は「衆

議院で圧倒的多数を占めた保守政党が、教職員組合に組織された教員による選挙指導を抑制することを意図した反革新政党対策であったと「いい」とも指摘されている（301頁）。すなわち、その立法目的は、未成年者保護にないだけでなく、特定の政治勢力に対抗する政策的配慮に基づくものであり、その正当性自体も疑わしい。

いずれにせよ、公選法137条と同法137条の2は、制定の経緯も趣旨も全く異なるから、同法137条の立法経緯は、同法137条の2とは無関係であり、本件各規定の合憲性を根拠付けることはできない。

### 3 「3 昭和26年地方選挙の実情」について

#### (1) 被告の主張

被告は、昭和26年地方選挙において、「人海戦術」として「多数の未成年者が動員」され、選挙の公正の観点から「著しい弊害が生じた」旨主張する（被告準備書面(1)17、18頁）。

#### (2) 原告らの反論

ア 被告の引用する記事は「人海戦術」に未成年者が使用された根拠とはならないこと

しかし、被告の引用する新聞記事（乙21）及び雑誌記事（乙22）には「未成年者が動員」されたとの記載も、「著しい弊害が生じた」との記載もない。

すなわち、被告が引用する昭和26年地方選挙における選挙運動について記載された新聞記事（乙21）は、「三党三様の“わが戦術”」と題され、自由党顧問のコメントとして、「学生という学生を集めてオート三輪、トラック、自転車に乗せて飛び回らす、全く驚いた騒ぎだ」との発言が記載され、これと対比する形で、社会党都議選選挙対策部のコメントとして、「保守党のように地盤に物いわせるより浅く広く全選挙民に政策を理解してもらう

方針やっているが（中略）延二十万を動員する大人海戦術であらゆる街角、駅頭に加藤候補と社会党都議候補の名前とメガホンをはんらんさせ、金権戦術を圧倒する自身がある」との発言が記載されているにすぎない。「学生」とは、通常、大学生を意味するものであり、人海戦術に「未成年者」が動員されたとの記載はない。また、これらの発言はいずれも、各党の選挙戦術の紹介や他党批判の文脈で記載されたものであり、人海戦術によって「弊害」が現れていたと認めることもできない。

また、当時の雑誌記事（乙22）には、匿名投稿者の記述として、昭和25年地方選挙が未曾有の高い投票率を記録したとの前置きの下、「メガホン片手の老若男女の運動員は路次の隅々までも呼びかける。」との記載があるにすぎない。この記事は、匿名者の投稿であり信用性に乏しいものである上、「未成年者」が使用されたとは記載されていない。しかも、この記事は、高い投票率を生み出した背景としての活発な選挙運動の様子を記載したものにすぎず、「弊害」が現れていたことを裏付ける資料とはなり得ない。

このように、被告が引用する当時の新聞記事（乙21）及び雑誌記事（乙22）は、いずれも、未成年者が「人海戦術」に動員されたことを裏付けるものではなく、「人海戦術」が具体的に「弊害」を生じさせた事実を裏付けるものでもない。

#### イ 未成年者が動員された選挙運動は教育者により行われたものであること

一方、『選挙時報』（甲13・23頁）には「連呼行為に未成年者が使用された事例が少なくなく（中略）弊害が厳しく批判されたところである」との記載がある。

しかし、これは具体的事例を示すものではなく、また、前記新聞記事（乙21）や雑誌記事（乙22）との関連性もなく、単に一般的な印象を述べたにすぎない。

しかも、仮にこのような事例があったとしても、それは教育上の地位を利

用した選挙運動であったと思われる。すなわち、昭和27年改正の審議過程において未成年者を動員した事例が具体的に指摘されているが、その内容は、「私の和歌山県の選挙区で永井君が参議院議員に出るときは、小学生を全部使って、日教組から命令して、永井に入れろ、永井に入れろ—巡査が取締れない」（甲10・7枚目「043」、乙28・20頁3段目）という一事例にとどまる<sup>1</sup>。これは、当時既に公選法137条で禁止されていた「教育上の地位を利用した選挙運動」の典型例であって、同条により教育者を取り締まることで足りるものであった。そのため、本件各規定の必要性を裏付けるものではなく、本件各規定の立法事実とはなり得ない。

#### ウ 小括

このように、被告の主張は、昭和26年地方選挙で行われたとされる「人海戦術」とそれ以前から一部で行われていた教育上の地位を利用した選挙運動とを混同させて、あたかも昭和26年地方選挙において、教育上の地位とは関係なく未成年者が広く「人海戦術」に使用されるに至ったかのように誤認させるものである。しかし、そのような事実を裏付ける証拠はない。原告の提出する証拠は、いずれも教育上の地位と関係なく未成年者が使用されたことを裏付けるものではない。

したがって、当時の新聞記事（乙21）、雑誌記事（乙22）及び『選挙時報』（甲13・23頁）に基づいて、本件各規定の合憲性を根拠づけることはできない。

---

<sup>1</sup> 「永井」というのは1950年6月の第2回参議院議員通常選挙において和歌山県選挙区から出馬して当選した永井純一郎議員のことを指していると思われる。当選後に社会党に入党するように、日本教職員組合の指示を受けていたとされる。

#### 4 「4 昭和27年改正公選法における議論状況等」について（別紙⑤）

##### (1) 「昭和27年改正公選法後の未成年者による選挙運動の違反」について

###### ア 被告の主張

被告は、昭和27年改正公選法の施行後に未成年者の選挙運動に関する違反について、全国で62件、72人が検挙されたとして（乙30）、未成年者による又は未成年者を使用した選挙運動が常態化していた旨主張する（被告準備書面(1)23頁）。

###### イ 原告らの反論

しかし、『犯罪統計書（第一部）昭和27年』（乙30）には、「未成年者の運動」の検挙件数のみが記載されており、本件禁止規定違反によるものか本件使用禁止規定によるものか明らかでない。それゆえ、未成年者による自発的な選挙運動が検挙されていたか否かは不明である。

また、被告が紹介する事例は、「小学校の児童を狩出して、特定候補者を支持する文書図画を頒布したという事実」（乙31）とされているが、「特定候補者」の特定もされておらず、具体的な選挙運動の態様も明らかにされていない。これまで述べた経緯や、「小学校の児童を狩出して」という文言が使用されていることに照らせば、この事例もまた、前年に指摘された永井氏の事例のように、教育上の地位を利用した選挙運動である可能性が高く、教育上の地位と無関係に使用した事例として取り扱うことはできない。

##### (2) 「昭和36年当時の未成年者による選挙運動の議論」について

###### ア 被告の主張

被告は、昭和36年2月24日開催の第38回衆議院地方行政委員会において、本件使用禁止規定の趣旨につき、竹内政府委員が「子供を政治の渦巻きの中に巻き込まない方がよろしい、また巻き込むべきではないというお考えだと思います」と答弁し、宇野委員が「政治の紛争に巻き込んでいけないという親心から出たものだと思うのでございます」と発言していることを

もって（乙32・4頁）、未熟な未成年者を保護するため、未成年者の政治活動への制限の拡大を求める意見が述べられた旨主張する（被告準備書面(1)24頁）。

## イ 原告の反論

しかし、昭和27年改正公選法の審議経過においては、未成年者を保護することを目的とするという議論は全く見当たらない（乙23～27）。竹内政府委員の上記答弁は、正確な審議記録に裏付けられたものとはいえない。また、宇野委員の発言も「親心」、すなわち未成年者に対するパターンリスティックな制約ではないかという個人的理解を示したにすぎず、これも実際の審議経過に根拠を持つものではない。また、いずれの発言も未成年者をいかなる害悪から保護する趣旨であるとしているのかも明らかでない。加えて、上記委員会では、昭和27年改正公選法の審議経過において議論された「弊害」の防止という目的には一切言及がなく、そのような目的に合理的根拠を与えることが困難であることを示している。

したがって、公選法137条の2の制定後に、その審議経過や制定後の社会情勢の変化に基づかずになされたこれらの発言に基づいて本件各規定の合憲性を根拠づけることはできない。

### (3) 「平成21年当時の未成年者による選挙運動に関する議論」について

#### ア 被告の主張

被告は、平成21年11月18日開催の第173回衆議院外務委員会において、平沢委員が本件禁止規定の趣旨を尋ねたのに対し、階総務大臣政務官は、「未成年者については選挙権がない（中略）、そういう方が選挙活動に携わるのはいかなるものかということで、そこは立法政策として禁止されている」と答弁していること（乙33・7頁）を指摘する（被告準備書面(1)25頁）。

## イ 原告らの反論

しかし、上記答弁は、選挙権がない者が選挙運動に携わることが「いかななものか」という感想が述べられているにとどまる。そもそも「いかななものか」というのは、未成年保護という趣旨なのか、選挙の公正になんらか悪影響が及ぶという趣旨なのか、それ以外の趣旨なのか、その内容がまったく明確でない上、その懸念には何ら根拠が示されていない。

結局、国会における本件各規定の議論は、場当たりので一貫性がないのである。被告は、それぞれの国会で、議員が根拠や資料もない中で、思いつきで発言していることをつなぎ合わせてそれらしく主張しているにすぎない。

また、制定時には未成年者が選挙運動に大量動員されたことによる「弊害」が強調されていたのに対し、平成21年になると、未成年者の大量動員などに伴う選挙の公正に対する「弊害」というそれまで述べられてきた議論はされなくなった。これは、昭和27年改正公選法の審議経過において議論された「弊害」の防止という目的に合理的根拠を与えることが困難であるとともに、被告の主張する未成年者の保護といった目的についても、国会において一貫して認識されていたものではなく、後付け的に構築された説明であることを示している。

したがって、公選法137条の2の制定後に、その審議経過や制定後の社会情勢の変化に基づかずになされたこれらの発言に基づいて本件各規定の合憲性を根拠づけることはできない。

### (4) 「少年法の改正等」について

#### ア 被告の主張

被告は、平成27年に公選法が改正され、選挙権年齢が引き下げられたところ、少年法の適用対象年齢を「満20歳未満としたまま選挙権年齢のみを『満18年以上』に引き下げた場合、20歳未満の者が選挙運動の禁止違反の罪を犯した場合は少年法による少年保護の観点から原則保護処分とされ

ていることから」、18歳、19歳の者（特定少年）による「選挙犯罪に対する抑止効果が弱まり、『選挙の公正確保』の要請への悪影響が懸念された』ため、特定少年の犯した公選法等に規定する罪に係る事件については、検察官送致の決定に当たって選挙の公正の確保等を考慮しなければならない旨の条文が制定された旨主張する（被告準備書面(1)26、27頁）。

#### イ 原告らの主張

この被告の主張が、公選法137条の2の立法事実とどのように関係するのか、その趣旨は判然としない。なぜなら、公選法137条の2は、選挙権年齢の引下げとともに、平成27年法律第43号により、18歳未満の者による選挙運動の禁止に改められたのであるから、選挙人である特定少年（18、19歳の者）が本件禁止規定に違反することはあり得ないからである。

それゆえ、被告のいう「選挙運動の禁止違反」が本件禁止規定違反を指しているのであるとすれば誤りである。少年法63条は、選挙人である特定少年による、少なくとも本件禁止規定以外の選挙犯罪を抑止する観点から設けられたにとどまるのであって、本件禁止規定とは無関係である。

したがって、少年法63条は、本件禁止規定が選挙の公正確保を目的としていることの裏付けとはならない。

### 5 「5 まとめ」について

#### (1) 昭和27年改正以前の議論状況について

##### ア 被告の主張

被告は、昭和27年改正以前のいくつかの国会審議等を指摘した上、まとめとして、昭和27年改正以前に、未成年者の選挙運動が、選挙人による選挙運動の機会均等・公平を害し、選挙の公正を害するおそれがある上、未成年者が不当な選挙運動に巻き込まれるそれがあることから、選挙の公正を確保し、不当な選挙運動から未成年者を保護する必要があることについて「幾

度となく言及され」てきた旨主張する（被告準備書面(1)28頁）。

## イ 原告らの主張

しかし、これまで述べてきたとおり、被告が指摘する「幾度」とない「言及」は、いずれも公選法137条の2とは無関係である。

大正14年改正衆議院議員選挙法（別紙①）は、そもそも未成年者の選挙運動全般を禁止したものではない上、同規定の制定時における議論（被告準備書面(1)7、8頁）は、特定の思想を抑止する意図でなされたものであり、日本国憲法下においては採用し得ないものである。

昭和22年改正衆議院議員選挙法における議論（被告準備書面(1)9～13頁、別紙③）は、国民学校において教職員がその立場を利用して選挙運動を行ったことの問題点について論じたものであって、教育者以外の者が未成年者を使用して選挙運動をすることについて論じたものではなく、ましてや未成年者の自発的な選挙運動について論じたものでもない（甲27）。

昭和25年公選法制定時（別紙④）においても、従来の規定の解釈上の疑義を払拭するため（甲28）、教育者が学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない旨制定されたにとどまる。この時、参議院において、一部の議員から、行為者を教育者に限定せず、かつ、対象を未成年者に限定すべきであるとの修正案も発議されたが、否決されている（甲21）。

このように、昭和22年及び昭和25年の法改正に関する議論は、公選法137条に関するものではあっても、いずれも、本件で問題としている同法137条の2とは無関係である。

以上のとおり、本件各規定について、選挙の公正を確保し、不当な選挙運動から未成年者を保護する必要があることが「幾度となく言及されてきた」とする被告の主張は誤りである。

## (2) 昭和26年地方選挙の「社会問題」について

### ア 被告の主張

被告は、昭和26年地方選挙において、激しい選挙戦の下、選挙権のない小学生等の学童、児童及び学生を大量に動員して候補者の氏名を連呼させるなどの人海戦術、連呼行為が広く行われ、選挙の公正の観点から大きな社会問題となった旨主張する（被告準備書面(1)28頁）。

### イ 原告らの主張

しかし、繰り返しになるが、被告が指摘する新聞記事（乙21）及び雑誌記事（乙22）からは、「人海戦術」を採用した候補者がいたことがうかがわれるにとどまり、「人海戦術」に未成年者を利用されたとは記載されていないし、「社会問題」として取り上げられているものでもない。本件各規定の審議経過において具体的に指摘されているのは、教育者が児童を動員して選挙運動を行った一事例にとどまる。これは、当時既に公選法137条で禁止されていた「教育上の地位を利用した選挙運動」であって、教育者を取り締まることで足りるものであった。

したがって、昭和26年地方選挙において、未成年者が、教育上の地位を利用したものにとどまらず、広く人海戦術に動員されて、大きな社会問題となった旨の被告の主張は具体的な証拠の裏付けを欠くものである。

## (3) 本件禁止規定の趣旨について

### ア 被告の主張

被告は、これらの昭和27年改正以前の議論状況と昭和26年の地方選挙における「社会問題」を指摘した上で「以上によれば」とまとめて、「本件禁止規定は、未成年者による選挙運動が選挙の公正に対する著しい弊害になったという実情を踏まえ、選挙権がなく、社会性も未熟な未成年者が選挙運動に参加することによる選挙の弊害を防止するとともに、未成年者が不当な選挙運動に巻き込まれることを防止し、未成年者を保護しようとした規定であ

ると解される」と主張する（被告準備書面(1)28頁）。

#### イ 原告らの主張

しかし、前記のとおり、未成年者による選挙運動が選挙の公正に対する著しい弊害になったという実情自体が証拠の裏付けを欠くものである上、昭和27年改正時に「未成年者の保護」という目的については何ら議論されていない。また、未成年者の自発的な選挙運動による「弊害」の具体的内容についても何ら議論されていない。（乙23～27）

また、昭和27年改正後に本件各規定についてなされた説明（乙32、33）は、昭和27年改正時の審議に基づかずに推測を述べたものにとどまり、また、一貫性もないものであるから、本件禁止規定の立法目的の根拠たり得ない。

したがって、被告の主張する上記目的は、立法当時の議論に基づかない後付けの解釈、あるいは、立法事実を欠くものであって、本件禁止規定の立法目的に関する主張として誤りである。

#### (4) 本件各制裁規定の趣旨について

##### ア 被告の主張

被告は、さらに続けて、本件禁止規定の制裁規定の趣旨については、未成年者に「罰金刑や体刑に処すためではなく、本件禁止規定の違反行為が取締りの対象となることを明らかにし、犯罪抑止効果をねらって選挙の公正を確保するため」であると解される旨主張し、また、本件使用禁止規定の制裁規定の趣旨については、「本件使用禁止規定を設けるだけで何らその違反に対する制裁を設けず、取締りの対象としないとすると、本件使用禁止規定が骨抜きにされかねず、選挙の公正の確保の実効性を欠くとともに、未成年者が不当な選挙運動に巻き込まれ続けることが懸念されたため、犯罪抑止効果をねらって、その違反に対しては制裁を加え、もって選挙の公正を確保し、未成年者を保護するため」であると解される旨主張する（被告準備書面(1)28、

29頁)。

## イ 原告らの主張

しかし、まず、本件禁止規定の制裁規定について、昭和27年改正時の審議経過において、小澤委員長は、「それはかりにそのときに取締れぬでも、一たび未成年者が違反行為をやれば、罪人でありますから、警察予備隊でも何でも相当に呼んで、(笑声) 何人でも縛れると思います。」と発言しているのであって(甲10・6枚目「039」、乙28・20頁2段目)、本件禁止規定とその制裁規定は、単なる一般予防を期待したものではなく、実際に未成年者の取締り、しかも身体拘束を行う意図で制定されたことが明らかである。また、そもそも、相対的応報刑論を基盤とする我が国の刑法体系において、罰則を科すつもりがないにもかかわらず一般予防効のみを狙いとして罰則を規定すること自体、刑事法の原則に反する不当なものがある。

加えて、本件使用禁止規定についても、「未成年者が不当な選挙運動に巻き込まれ続けること」を懸念しながら、不可避免的に適用される本件禁止規定により同時に未成年者を罰することの合理的な説明となっておらず、立法趣旨として整合しない。

したがって、被告の主張する上記目的は、立法当時の議論に基づかない後付けの解釈、あるいは、それ自体不当な目的であって、本件各制裁規定の立法目的たり得ない。

## 第2 原告らの主張のまとめ

憲法上の権利を制約する規定を支える立法事実は、「単なる観念上の想定」ではなく、「確実な根拠」に基づく合理的なものでなければならない(最高裁昭和50年4月30日大法廷判決・民集29巻4号572頁(薬事法違憲判決)参照)。

しかし、昭和27年改正前に議論されたのは、教育者による選挙運動の規制にすぎず、教育者以外の者が未成年者を使用した選挙運動や未成年者の自発的な選

挙運動を禁じる立法事実は存在しなかった。

昭和27年改正により公選法137条の2が新設されたが、被告がこの当時生じていたと主張する「未成年者を用いた人海戦術による弊害」は、その実態すら不明であり、「確実な根拠」に基づくものではない。一部では、日教組が児童を動員した選挙運動が行われたようであるが、これは、当時既に規定されていた教育者の地位を利用した選挙運動の禁止規定（公選法137条）によって十分に取締り可能であり、本件各規定の必要性を裏付けるものではない。

その後、本件各規定の立法趣旨について「親心」や「選挙権がない者による選挙運動はいかがなものか」といった理由が述べられることもあったが、いずれも制定時の審議経過やその後の社会情勢の変化を根拠とするものではなく、一貫性を欠く。このことは、かえって、本件各規定が場当たりの制定されたものであることを裏付けている。

したがって、本件各規定の制定時から現在まで、本件各規定の目的及び手段の合理性及び必要性を裏付けるだけの「確実な根拠」に基づく立法事実は存在せず、本件各規定は違憲である。

以上

(別紙)

	西暦	法改正・制定	未成年者の選挙運動の禁止	教育上の地位を利用した選挙運動の禁止	法令	審議経過
①	1925年	大正14年衆議院議員 選挙法改正	96条 議員候補者、選挙事務長、選挙委員又は選挙事務員にあらざれば 選挙運動をなすことを得ず。ただし演説又は推薦状による選挙運 動はこの限りにあらず 99条 選挙権を有せざる者は選挙事務長、選挙委員又は選挙事 務員となることを得ず	(なし)	乙1・572、573頁 乙2・196頁	乙3
	1945年	ポツダム宣言受諾				
②	1945年	昭和20年改正衆議院 議員選挙法	(なし)	(なし)	乙2・351頁	
③	1947年	昭和22年改正衆議院 議員選挙法、参議院議 員選挙法	(なし)	衆議院議員選挙法96条 参議院議員選挙法76条 何人といえども学校の児童、生徒及び学生にして年齢二十年未満の ものに対する特殊の関係のある地位を利用して選挙運動をなすこと を得ず	乙2・433,596頁	乙6~11 甲27
④	1950年	昭和25年公職選挙法 制定	(なし)	137条 教育者(学校教育法(昭和22年法律第26号に規定する学校の長及 び教員をいう。))は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地 位を利用して選挙運動をすることができない。	乙2・654,655頁	乙13~19 甲21
	1951年	昭和26年地方選挙				
⑤	1952年	昭和27年改正公選法	137条の2 1 年齢満二十年未満の者は、選挙運動をすることができない。 2 何人も、年齢満二十年未満の者を使用して選挙運動をするこ とができない。但し、選挙運動のための労務に使用する場合は、 この限りでない。	137条 教育者(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校の長 及び教員をいう。))は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の 地位を利用して選挙運動をすることができない。	—	甲10,11 乙23~28